

医療施設近代化施設整備事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

医療施設近代化施設整備事業費補助金交付要綱（平成27年10月2日付け医政第716号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																		
医療施設近代化施設整備事業費補助金交付要綱	医療施設近代化施設整備事業費補助金交付要綱																		
制 定 平成27年10月 2 日付け医政第716号 一部改正 平成28年 7 月27日付け医政第518号 一部改正 平成29年 8 月 8 日付け医政第589号 一部改正 平成30年 5 月22日付け医政第270号 一部改正 令和元年 9 月10日付け医政第565号 一部改正 令和 2 年10月14日付け医政第904号 一部改正 令和 3 年 9 月30日付け保福第280号 一部改正 令和 4 年 4 月 1 日付け医政第 29号 一部改正 令和 4 年10月11日付け医政第1253号 一部改正 令和 5 年 9 月21日付け医政第941号 一部改正 令和 6 年 9 月25日付け医政第694号 一部改正 令和 7 年11月19日付け医政第1051号	制 定 平成27年10月 2 日付け医政第716号 一部改正 平成28年 7 月27日付け医政第518号 一部改正 平成29年 8 月 8 日付け医政第589号 一部改正 平成30年 5 月22日付け医政第270号 一部改正 令和元年 9 月10日付け医政第565号 一部改正 令和 2 年10月14日付け医政第904号 一部改正 令和 3 年 9 月30日付け保福第280号 一部改正 令和 4 年 4 月 1 日付け医政第 29号 一部改正 令和 4 年10月11日付け医政第1253号 一部改正 令和 5 年 9 月21日付け医政第941号 一部改正 令和 6 年 9 月25日付け医政第694号 一部改正 令和 7 年11月19日付け医政第1051号 一部改正 令和 8 年10月14日付け医政第870号																		
第 1 ～第15 [略]	第 1 ～第15 [略]																		
別表第 1 （第 5 関係）	別表第 1 （第 5 関係）																		
<table><tr><th>区分</th><th>基準額</th><th>対象経費</th></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>（４）診療所</td><td>[略] イ 改修等により療養病床を整備する診療所 1 床当たり 8,257 千円×整備後の療養病床の病床数</td><td>[略]</td></tr></table>	区分	基準額	対象経費	[略]			（４）診療所	[略] イ 改修等により療養病床を整備する診療所 1 床当たり 8,257 千円×整備後の療養病床の病床数	[略]	<table><tr><th>区分</th><th>基準額</th><th>対象経費</th></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>（４）診療所</td><td>[略] イ 改修等により療養病床を整備する診療所 1 床当たり 10,695 千円×整備後の療養病床の病床数</td><td>[略]</td></tr></table>	区分	基準額	対象経費	[略]			（４）診療所	[略] イ 改修等により療養病床を整備する診療所 1 床当たり 10,695 千円×整備後の療養病床の病床数	[略]
区分	基準額	対象経費																	
[略]																			
（４）診療所	[略] イ 改修等により療養病床を整備する診療所 1 床当たり 8,257 千円×整備後の療養病床の病床数	[略]																	
区分	基準額	対象経費																	
[略]																			
（４）診療所	[略] イ 改修等により療養病床を整備する診療所 1 床当たり 10,695 千円×整備後の療養病床の病床数	[略]																	

<p>(5) 療養病床療養環境改善事業</p>	<p>[略]</p> <p>ウ 浴室</p> <p>浴室 1 か所当たり <u>24,138 千円</u></p> <p>ただし、特に厚生労働大臣が必要と認める場合は、<u>48,283 千円</u>とする。</p>	<p>[略]</p>
<p>(6) 介護老人保健施設及び診療所</p>	<p>ア 介護老人保健施設</p> <p>整備する介護老人保健施設の入所定員数（削減した病院又は有床診療所の病床数を上限とする。）×1床当たり単価</p> <p>（1床当たり単価）</p> <p>新築 <u>8,528 千円</u></p> <p>改築 <u>10,233 千円</u></p> <p>改修 <u>4,264 千円</u></p> <p>イ [略]</p>	<p>ア [略]</p> <p>イ [略]</p>

[略]

別表第2 (第5 関係)

1平方メートル当たり単価

(単位：円)

区分		構造別	1 平方メートル当たり単価
病院	精神病棟	鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>
		ブロック	<u>214,000</u>
	一般病棟	鉄筋コンクリート	[略]
		ブロック	[略]
診療所	一般地区	鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>
		ブロック	<u>214,000</u>
		木造	<u>355,000</u>
	豪雪地区	鉄筋コンクリート	<u>484,000</u>

<p>(5) 療養病床療養環境改善事業</p>	<p>[略]</p> <p>ウ 浴室</p> <p>浴室 1 か所当たり <u>31,267 千円</u></p> <p>ただし、特に厚生労働大臣が必要と認める場合は、<u>62,543 千円</u>とする。</p>	<p>[略]</p>
<p>(6) 介護老人保健施設及び診療所</p>	<p>ア 介護老人保健施設</p> <p>整備する介護老人保健施設の入所定員数（削減した病院又は有床診療所の病床数を上限とする。）× 1 床当たり単価</p> <p>（1 床当たり単価）</p> <p>新築 <u>11,046 千円</u></p> <p>改築 <u>13,255 千円</u></p> <p>改修 <u>5,523 千円</u></p> <p>イ [略]</p>	<p>ア [略]</p> <p>イ [略]</p>

[略]

別表第2 (第5 関係)

1 平方メートル当たり単価

(単位：円)

区分		構造別	1 平方メートル当たり単価
病院	精神病棟	鉄筋コンクリート	<u>558,000</u>
		ブロック	<u>444,000</u>
	一般病棟	鉄筋コンクリート	[略]
		ブロック	[略]
診療所	一般地区	鉄筋コンクリート	<u>558,000</u>
		ブロック	<u>444,000</u>
		木造	<u>362,000</u>
	豪雪地区	鉄筋コンクリート	<u>558,000</u>

		ブロック	<u>214, 000</u>			ブロック	<u>444, 000</u>
		木造	<u>355, 000</u>			木造	<u>362, 000</u>
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							